福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の 安全対策に係る県民説明会(むつ市)

日 時: 平成23年7月12日(火) 9:00~11:52

場 所:プラザホテルむつ プラザホール

出席者:経済産業省原子力安全·保安院 新井 地域原子力安全統括管理官

経済産業省資源エネルギー庁 佐野 核燃料サイクル産業立地対策室長

東北電力株式会社 安倍 取締役副社長 火力原子力本部長

津幡 執行役員 東通原子力発電所長

電源開発株式会社 林 常務執行役員 大間現地本部長

東京電力株式会社 佐久間 理事 青森事務所長

日本原燃株式会社 川井 代表取締役社長

大和 代表取締役副社長

リサイクル燃料貯蔵株式会社 久保 取締役社長

青森県 佐々木 副知事

阿部 エネルギー総合対策局長

名古屋 環境生活部長 小山内 企画政策部長

他

(説明部分は全6会場同内容につき省略します。-青森会場を御参照下さい)

<質疑部分>

【司会】

それでは、10 時 25 分になりましたので、質問に移りたいと思います。質問はこれから 11 時半までの時間です。

スムーズな会議の進行のために3つほどお願いがございます。1つ目は、質問の内容ですけれども、本日の福島第一原子力発電所の事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に関するということでお願いいたします。2つ目ですが、本日、たくさんの県民の方が会場にいらっしゃいます。できるだけ多くの方に御質問いただくという観点から、質問は1人につき1問程度でお願いしたいと思います。3つ目ですが、御質問の際にはマイクをお持ちいたしますので、最初に、お住まいの県内の市町村名とお名前をお話になった上で、御質問は簡明にお願いしたいと思います。それでは、御質問のある方は挙手をお願いいたし

ます。

【質問者 A】

むつ市の A です。大変恐縮でありますが、ただいまの各事業者、それに原子力安全・保 安院、エネ庁さんの説明に関しては、今の時点では、私たちは専門的なことではありませ んので、これからさらにストレステストも始まるようでありますから、そこに私たちが頼 ることは大であります。しかし、ここで言えることは、各事業者の安全対策に対する東京 電力福島第一原子力発電所の教訓から、私はもっともっと突っ込んだ形で対処しなければ ならないと思っております。特に、私たちの下北は、下北は一つという心の理念がありま す。

ところが、私も7年前から合併協議会に参画してまいりましたけれども、このときにも、 当初は東通さん、大間さんが離脱いたしました。この大きな原因は何かというと、やはり 原発関連施設から来る大きな固定資産税、こういうものが左右しまして、原子力の安全と いうよりは、むしろ我々心の、市民、郡民の、下北は一つという形での大きな病原菌になっていると私は言わざるを得ません。こういう下北郡民の心の支えを原発が崩しているような気がしてなりません。

そのときに言えることは、一つは、はっきり申し上げますが、大間の電源開発さんがこれから行おうとしている原発に関しても、市民、郡民が納得する形では、私たちは原子力船「むつ」の教訓を得ております。今の338号のバイパスも途中で、44年間たっても止まっている状態なんです。下北縦貫道路がまだできない。ですから、私は、むつ市から大間までのもう一本の、国道にかわる道路を電源開発さんが真剣に国に働きかけて、これを実行するという形をとった上で工事の再開や、あるいは、これからの建設に、進捗に強く進めるべきだと思うんです。

私は原子力の推進派です。しかし、推進した人たちが逆に苦しまならなければならない。 ですから、市民、郡民の人たちの心を癒すような形にするのがまず、むつから大間までの 道路を国に働きかける、この姿勢を強く電源開発が出さなければなりません。

もう一つ、私が不思議に思うのは、我がむつ市の中間貯蔵施設は、あくまでも中間貯蔵なんです。40年から50年まで、安全対策は、今言ったように、国の緊急対策は不必要だと言っておりますけれども、ここで何で出てこないんですか。最終処分場です。最終処分場の話が出てこないで、中間施設だけ云々するということは、安全の基本に触れていないと私は思うんです。安全の基本は何か。ないことが一番安全なんです。ところが、私たちはこれを受け入れた。そうすると、それを最終処分場の形を云々しなければ、40年や50年おろか、一生この中間貯蔵施設が我がむつ市に、最終的な形まで置かれるような状況になるのではないですか。なぜ国のほうでも、この最終処分地の問題を安全対策の第一番で取り上げないんですか。原子力安全・保安院とエネ庁と同じ屋根の下で生活しておるからなん

です。もっと国土庁にも働きかけて、こういう問題を解決しなければ、我々むつ下北の郡 民が誘致にはオーケーしても、被災者の心情を逆なでするような形で再開をするというこ とは、工事でも再開するということは、これは断じてノーです。

我がむつ市にも福島の災害を受けた方々がおるんです。避難をしているんです。この被 災者の心をまず第一に考えて、これからの再開に向けた形、工事もしかり、その姿勢が私 はまだ見られないと思っております。この点、いかがですか。

【資源エネルギー庁(佐野室長)】

資源エネルギー庁の佐野と申します。

推進派ということでございましたけれども、青森県、特にむつ市には中間貯蔵の建設が 進められているところでございまして、資源エネルギー庁として、原子力政策、そして、 核燃料サイクル政策への御理解、御協力いただいておりますこと、この場を借りて、まず 御礼申し上げたいと思います。

最初に、地域の結束というようなお話が出ましたけれども、原子力発電施設は国民の皆様の御理解をいただいて、安全確保を前提に進めていくものでございまして、地域の共生、ともに地域と発展していくということが大変大切であり、不可欠であると考えております。固定資産税もそうですけれども、私どもでは電源立地交付金という制度もございまして、地域の発展のために、原子力施設がその起爆剤となっていくことも考えたいと思っているところでございます。

最終処分場の話が出ましたけれども、まず、中間貯蔵施設は最終処分場ではもちろんございません。むつ市に建つ中間貯蔵施設は、原子力発電所で使った燃料を再処理するまでの間、一時的に貯蔵するための施設でございます。その後、再処理工場でまたリサイクルして新しい燃料をつくったときに、高レベル廃棄物というものが出ます。その高レベル廃棄物につきましては、地中深くに埋める、いわゆる地層処分という処分方法を今、考え、確立しているところでございます。

法律に基づきまして事業主体者を決定し、そして、法律に基づいた方針、計画をつくった上で、平成 20 年代中頃までに精密調査地区を決める。平成 40 年代後半頃を目途に最終処分を開始するという計画で進めているところでございます。概要調査を決めるためには、まず、文献調査をするということになっておりまして、今、その文献調査を実施していただける市町村を公募しているところでございます。これはなかなか手が挙がらないところでございますけれども、国としてもこういう施設、処分の方法、また、安全性等々につきまして、皆さんに説明会を開くなどして必要性を訴えるとともに、広報活動も行いながら、最終処分地の選定に向けて努力しているところでございます。今、この段階で、大変残念ながら、候補になる具体的な地名が出てきません。申し上げられないのですが、内々には複数の市町村、自治体から引き合い、問い合わせがあるということだけ御紹介させていた

だければと思います。これからも一日も早く選定地が決まるように努力してまいりたいと 思います。

【電源開発株式会社(林常務執行役員)】

電源開発について御質問がございました。むつから大間までの道路整備、事業者として 国に働きかけるべきではないかという話でございます。事業者といたしましては、まずは、 発電所の安全が第一でございます。本日説明申し上げましたような、安全強化対策等を徹 底いたしまして、福島のような事故は二度と起こさない。そのためには、物をつくるだけ ではなくて、人の教育・訓練、体制、組織、これにも万全を期していくつもりでございま す。

なお、この道路問題等につきましては、これから、県、国、事業者、地元町村等々を踏まえまして、いろいろと議論されてくると思います。事業者といたしましても、これらの意見を踏まえながら、協力できるところについては対応してまいりたいと思っております。

【質問者 A】

これは各事業者はもちろんですけれども、安全のことについては、これは市民、郡民、 国民共通した認識なんですよ。だから、私は、それは今、出席者からも出ると思いますが、 ここのところは保留いたしますが、1つだけ要望にとどめておきます。

事が起きてからでは遅いんです。私たち、むつ病院でも、弘前大学の教授を中心に防災対策の医療体制を整えていることは確かです。だけど、これは事故が起きてからの話なんです。現在どうですか。具体的に申し上げます。私の女房が要介護5で、3月5日から、むつ病院から大間病院に転院になりました。透析をしなければならないところは、大間病院はできるんです。ところが、3月15日に、大間病院の院長先生から私に呼び出しがありました。話があるから来てくれと。1時間かけて行きました。何だろうと思うと、明日10時に大間病院の救急車でむつ病院にまた搬送すると。私はびっくりして、何か女房に急変でも起きたのかと聞きました。違うんです。3月11日に、あの大地震が発生しました。そのために風間浦~易国間の国道がストップなんです。医療、器具、薬品が大間病院に入らない。そうすると、患者さんに御迷惑をかけるから、またむつ病院に搬送だって言うんです。現実に起きているじゃないですか、こういう医療体制。私たち市民、郡民の命がかかっているんです。安全対策は当然のことなんです。この付帯した、関連の事業が行われない限り、いわゆる私が言う、むつ市から大間までの道路を通す、何で電源開発でそれを国に強く言えないんですか。

国策として私たちは、下北を原子力のメッカにするんだ、私の尊敬する中曽根先生が唱った、私も協力しているんです。そういう協力者の心を逆なでするような行動じゃだめです。このことを新しく副知事さんになられました佐々木さん、青山副知事は私の大学の後

輩ですから、よろしくお願いします。三村知事と一緒に、県も一緒になって、このことを 真剣に考えていただきたいということを要望して終わります。

【質問者 B】

私はむつ市の B と申します。ほんの主婦の立場ですので、ちょっとピントがずれるかも しれませんけれども、率直なお話をしたいと思います。

これまで安全でクリーンなエネルギーと、どれほど私たちは教授や学者や評論家、芸能人、文化人の講演を聞いたでしょうか。特に女性団体はそういうお話をたくさん聞いてきました。ところが、クリーンでも安全でもないし、コストも安くなかったということが、今、証明されました。

それから、私、こういう講演会のたび、今日もそうですが、国や県や市は、事業者寄りに立ってはいけないのではないかと思っております。確かに、エネルギーというのは大きな政策で、国策ではありましょうけれども、賛否両論がある問題は、国はきちんと両者の意見を発表する場を設けて、この間、NHKで長時間の原発問題をやっていて、見ていたら、ドイツでは既に両者の意見を言わせるシンポジウムを何百回とやっておりました。むつ市なども、市役所の土地代を15億円もただでもらう、こういう関わりが中立に立てない、県民、市民の側に立てない姿勢になるのではないかととても心配しております。

このたびの事故で、原発というのが、放射能というのが、一度外へ出たら手に負えないものだということが本当にわかりました。事故が起こらなくても使用済核燃料とか廃炉の問題とか、そういう処理の対策がまだできていないと聞いております。私は、原発はこれ以上つくらないでくださいという願いを、声を大きくしてお願いしたいのです。答えてくださってほしいんです。安全神話という姿勢が変わったかどうかだけでもお願いします。

【資源エネルギー庁(佐野室長)】

原子力を推進してきました資源エネルギー庁でございます。

安全神話というのは、今、大変批判の言葉として使われているかと思いますけれども、 私たち自身、これまで原子力はいいところがあるものですから、そのいいところを皆さん に御理解いただこうと説明してきたのは事実でございまして、今、振り返ってみて、本来 以上に過度に安全だということを言い過ぎてきてはいなかっただろうかというのは、私自 身、まず真摯に反省したいと思っております。決して、資料とかを見ても、淡々と事実を 書いて説明してきたものであるとは思うのですけれども、今、こういう時期になってみる と、今までパンフレット等も、私自身も書いたりしましたけれども、今この時点であって、 多重防護とか安全対策の説明ぶりが本当に適切だったのかというのは、私どもとしても真 摯に反省して、ただ、事実として安全対策はどういうものが施されているか、事業者がど ういう対策をやったか、国はどういう確認をしたかということは、事実として、過度に安 全だということを言うのではなく、中立的な説明をしていくように、広報していくように、 情報提供していくように、これからも心がけていきたいと思います。

また、ドイツでは反対派も交えた討論会を開催したということは、報道でもされていて、 私もNHKの番組を見ましたけれども、必ずしも、今、原子力をやるか、やらないかとい う議論を国民的に議論しているわけではないのですけれども、先ほども最終処分場の選定 に当たったシンポジウムとか、あと、原子力発電所立地に係る上での公開ヒアリングであ るとか、今回、再稼働の問題で佐賀県で行われた県民説明会とか、そういったいろいろな ところで県民の皆さん、市民の皆様とお話しする機会は多々ございまして、そういう中に あっては、反対派の皆さん、慎重派の皆さんの御意見もいただきながら、議論させていた だいているところでございます。

国としては、推進する側なので、どうしてもそういうふうに見られるかもしれませんけれども、我々としても中立的な立場に立って、原子力のいいところは紹介させていただければと思っております。

【東北電力株式会社(安倍副社長)】

事業者として、私、東北電力のほうから一言お話しさせていただきます。

まずもって、今回の福島のああいった事故を踏まえての地域の皆様方の御不安、そして、 御心配、もっともでございますし、先ほど私も冒頭申し上げましたとおり、本当に深刻に 受けとめております。そういった中で、これからもですが、しっかりそういうお声に耳を 傾ける、これを一番の基本にしていきたいと思います。

まず、事業者としては、何よりも自然への恐れを忘れない。そして、謙虚に、しかも同時に、科学技術といったものに対して、人類として取り組んできた。人間の英知を信じてこれからも取り組んでまいりたいと思っていますし、今回、いろいろ緊急安全対策をやりました。あるいは、シビアアクシデント対策もやっているところでございますが、こういった、いわゆる設備、ハードの設置だけで足りるわけでは毛頭ございません。もちろん、そういった設備をしっかり運用していく能力、判断能力、行動力、そういったものが相まって、初めて安全対策がしっかりやれるわけでございまして、そういったものについて、絶えざる向上に努めるということが肝要かと思います。

いろいろな教訓といいますか、歴史、事実、そういったものにしっかり謙虚に学んで、絶えず現状に甘んずることなく、訓練なりも通じましていろいろやっていきたいと思いますが、同時に、最終的には人間が行動する、判断する、そういった意味では、危機時の、有事の際の対処能力も極めて重要かと思います。東通原子力発電所では、シミュレーター訓練ということで、例えば、大きな地震に備えて中央制御室が基本的な電源がなくなったような場合とかも想定した中で、そういった意味での訓練もやっているところでございますが、さらに今回の事象なども踏まえながら、あらゆる角度から、あらゆる面から対策に

万全を期してまいりたいと思います。

それから、何よりも情報公開といったものをより徹底していくということが必要ではないかと、透明性、迅速性、正確さと同時に、専門用語だけではなく、わかりやすさ、そういったものをしっかりベースに置きながら、これからも取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしく御理解のほどお願いいたします。

【原子力安全・保安院(新井統括管理官)】

原子力安全・保安院のほうから、安全性に関する件について、少し補足させていただければと思います。

今回、緊急的に実施いたしました安全対策といいますのは、少し時系列で説明させていただきますと、資料1のスライド番号27番をごらんいただきますと、上のほうに、3月30日に指示を行ったということを記載しております。その後、1カ月かけて事業者のほうで対策をとりまして、それを保安院としても、4月25、26日に立入検査を行いまして、措置状況を確認し、翌5月6日にそれぞれ対策の実施状況に関する評価結果を報告として取りまとめ、公表させていただいたところでございます。

今回実施した緊急安全対策の趣旨は、福島第一原子力発電所を襲った津波、その津波と同等の津波が他の発電所を襲った場合、これまで津波の高さに対する想定が低かったということから、同じように浸水して、原子力施設に損傷等の影響が生じ、同じような事故に至ってしまうのではないかということを危惧いたしまして、まさに緊急的に対応したというものでございます。地震や津波といった自然災害は、いつ起きるかわかりませんので、3月11日の震災、地震、津波発生以降、今日明日にでも同じような津波が来て、同じような悪条件がほかの発電所においても重なるという事態が想定されますので、そういった危険性を一刻も早く排除するということから、緊急的に対策を実施したというのが今回の安全対策の趣旨でございます。

現在まだ福島第一原子力発電所の事故が収束に至っておりませんで、今後、事故原因分析が進むにつれ、いろいろ原因ですとか課題が明らかになってくるということが考えられます。既に原子力安全委員会におきまして、指針の見直し等に着手したということでございますし、また、関係方面、学会等でも議論が行われているというふうに聞いております。これまで原子力の安全性につきましては、最新の科学的知見を反映させ、安全性を高めるということを繰り返し行ってきたところでございます。今回の事故を踏まえて、さらに新しい知見が得られ、それを追加的に対策として実施する必要がある場合には、改めて事業者に対して対策の指示を行っていきたい、そのように考えております。

【質問者 C】

むつ市のCと申します。私が10代の頃から、このむつ市は、原子力船「むつ」のときか

ら、私が物心ついたときから、ずっと核との闘いをしてまいりました。今現在、「核の中間 貯蔵施設はいらない!下北の会」です。ですから、名前だけはもしかしたら届いているか もしれません。このむつ市において、下北において、本当に私は次の世代にこのまま残し たいです。

そこで、最終処分地がまだ決まっていないこの時点において、県はきっぱりと、今時点においては凍結すべきだと思います。それは県に要望いたします。

そして、青森県知事が内閣がかわるたびに、どうして最終処分地にはしないという約束をお伺いしに、頭を下げに行かなければならないんでしょうか。知事はずっと、「青森県を最終処分地にしない」という約束のもとに、これほどの施設を受け入れてきたんだと思います。しかしながら、大臣がかわるたびに、なぜ頭を下げに行かなきゃならないんでしょうか。国の姿勢が定まっていないし、私たちが心配するのはそこなんです。中間貯蔵施設がそのまま最終処分地になるのではないかという不安が私はあります。

私は 10 代の頃にこの核、原子力船「むつ」、そのときに原子力を進めてきた方々が、確かに最終処分、再処理、そのとき再処理という言葉はなかったかもしれませんが、ごみをどうするか、それは次の世代の、そのときの人が考えるだろうと、多分そう思ったと思います。そこは私は確認できません。しかしながら、中間貯蔵施設を受け入れたとき、40 年、50 年置く、じゃあ、その後はどうするんですか。確実に再処理工場に行くんですか。しかしながら、明確な答えはありませんでした。六ヶ所ではそこで満杯になるはずだからです。次には行きません。ですから、そのときに、次の世代がいいように考えてくれるだろうというお返事でした。

そこでまた、また次の世代が次を考えるだろうというふうに答えるんですか。最終処分 地が決まらない、世界ではまだ決まっていませんけれども、最終処分地が決まっていない この時点、日本の原発を全部止めるべきだと思います。私は、チェルノブイリの悲惨なの も見てきました。ゴアレーベンに行って中間貯蔵施設を見てきました。そこでドイツの方々 がどういう反対運動をしていたかも一緒に話し合いをしてきました。本当に核は世界の問 題なんです。ここでは、皆さん一生懸命、安全対策を考えてくれています。しかし、安全 神話は崩れました。私は信用しません。ですから、県にとって、もう一回、これを踏まえ て県は考えると、知事は考えると言っていました。私は、即刻停止すべきだと思います。 県に要望いたします。

そして、三村知事が今、大臣がかわるたびに行って、口頭でしか受け付けてもらえない、 ハンコを押してもらえない、それは何なんですか。それを国に言いたいと思います。

【青森県(佐々木副知事)】

それではまず、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

まず、本県の姿勢として、本県を最終処分地にしないというスタンスでございますが、

これにつきましては、過去、北村知事から3代にわたる知事、一貫して本県を最終処分地 にしないといった大前提のもとに、さまざまなサイクル政策を受け入れてきたわけでござ います。三村知事になりましても、確約文書をいただきました。明確かつ明快な文書だっ たというふうに理解してございます。

そういう流れの中で、担当大臣がかわるたびに国に行くのはいかがなものかと、また、そういった御意見ではございましたが、頭を下げるというのは、ちょっとまた、それは受け取り方だと思います。しかしながら、大臣がかわる都度、そういった大きな節目におきまして、文書をもらっているからいいということではなくて、その都度、県民の安全・安心のために、知事としましてはしっかりと、これまでの約束について再確認して、しっかりした姿勢を確認するということが非常に大事だということとともに、かわりました大臣に、真っ先に原子力政策の中でも、本県の役割としてのサイクル政策の重要性、こういったものをしっかりとまず認識していただきたい。知事が訪問して議論することによって、当然、真っ先に大臣の理解が深まるのではないかという前提のもとで、そういった行動を重ねてきたところでございます。

また、最終処分場の現時点のお話はまた国のほうからお話があるかと思いますし、中間 貯蔵後の取り扱い、さまざま原子力大綱等でも位置づけがございますので、その辺につい ては国のほうから御説明をお願いしたいと思います。

【資源エネルギー庁(佐野室長)】

皆さん、中間貯蔵施設と最終処分場という言葉が飛び交っておりますけれども、よくおわかりの方は多いと思いますけれども、ひょっとすると、混同されているのではないかという気がしたものでしたから、御存じの方は釈迦に説法かもしれませんけれども、もう一度説明をさせていただければと思います。

原子力発電所では、今問題になっていますけれども、ウラン燃料というものを使って発電をしておりますけれども、それが使い終わっても、化石燃料と違って、物として残っています。それをもう一度再処理をして、燃料の形にするというのが核燃料サイクルといっておりまして、使用済みの燃料をバラバラにして燃料につくりかえる、燃料の部分と廃棄物になるものを取り出す、その工程を六ヶ所村にある再処理工場で行おうとしているものでございます。発電所は日本全国54基、震災前の数字でございますが、止まっていても54基あることはあるのですが、再処理工場は商業用のものとしては六ヶ所村に1つあるものでございます。

発電所から出た使用済燃料を六ヶ所村の再処理工場に持っていってそこで処理をするということになっておりますけれども、今、年間に、震災前の数字ですけれども、大ざっぱに言って 1,000 トンぐらい使用済燃料が出る。六ヶ所村で再処理工場は 800 トンぐらいの能力ということであると、200 トンぐらい余ります。そういうものは中間的に、将来再処理

するまでの間、保管しておこうということで、中間貯蔵施設というものをこれからつくる わけですけれども、むつ市にある中間貯蔵施設というのは、使用済みの燃料を中間貯蔵す るための施設、いわば倉庫です。それを今、つくろうとしているところでございます。

御指摘いただいた最終処分場というのは、新しい燃料を使用済燃料からつくったときに、もうこれは使えないという廃棄物、非常に放射線量が高いので高レベル廃棄物と言っておりますけれども、これは六ヶ所村の再処理工場の中でガラスと一緒に混ぜて、廃棄物の形にして、最終的には、先ほど御説明させていただいたとおり、地中に埋めるというものでございまして、その地中に埋める場所が最終処分場と申し上げているものでございます。

むつ市の中間貯蔵施設というものは、事業者の方と青森県のほうで協定書を結びまして、 実際に建屋、貯蔵している期間というのは、建屋の供用開始の日から50年間だけですよと。 その後は持っていってくださいねというお約束のもとに進めておりまして、ここにずっと 置くということではございません。そして、そのまま最終処分場に行くということはなく て、再処理をしてから、燃料として使えるものと廃棄物とに分けて、廃棄物については、 地中深くに埋める、燃料になったものは、またどこかの発電所で使っていただくという流 れでございます。そして、今、場所は決まっていませんけれども、後の人が考えてねとい うことではなくて、今の段階で、何年先という計画を立てて進めているものでご ざいます。

【質問者 D】

座ったままでお許しください。むつ市のDといいます。原発を推進する方々は、必ず「原子力は安全だ」ということを強調いたします。気持ちはわからないでもありません。しかし、今、お話があったように、原子力発電というのは、稼働すればするほどというか、稼働するたびにごみが出るわけです。核のごみです。先ほど出ました、再処理をしたからといって、核がなくなるわけではございません。そのごみがどんどん溜まっていくんです。それを今度、今、お話があったように処分する場所もいまだ決まっていないのに、どんどん核のごみを生産しています。そのことをしっかりと国民の皆さんは理解する必要があるのではないかと思います。

私は、エネルギー庁にお願いしたいのは、原子力が先にありきの物の考え方、思考を変えたらどうでしょうかと。自然エネルギーの研究であるとか、そういうところをもっと本格的に進めていただきたいと思っています。どうしても原子力発電が先にありき、そういうことで政策を進めますと、いいことしか殊更強調しないんです。悪いことは、殊更隠そうとします。それは今までのあなた方の経過をずっと見ればおわかりだと思います。その結果として、今回の福島の原発事故、それだけではありません。今までにはロシアの事故とかアメリカの事故もありました。そういう悲惨な事故があったにもかかわらず、そういうところから教訓を得ない。人間は知恵もある。そういうところから教訓を見出す、それ

が人間の知恵ではないだろうか。危険なものを危険ではないがごとく強調して、札束で原発をどんどんつくっていく、地域住民に札束を配ってつくっていく、これほど人間として私自身許せないことがない。その札束もどこから来るか、大方税金じゃございませんか。 私の認識が間違っていたら教えてください。資源エネルギー庁の方、よろしくお願いします。

【資源エネルギー庁(佐野室長)】

先ほども反省すると申しましたけれども、あたかも本当に何も起こらない、事故が起きないとか、安全だとか、そういう説明をしてきたつもりは全くはないんですが、もし皆さんにそういうふうにとられていたとすれば、我々の説明の仕方が大変まずかったんだろうと思いまして、真摯にまず反省し、これから正しい科学的技術に基づく正確な情報、中立的な情報として皆さんにお考えいただくような情報提供、理解活動を進めさせていただきたい、このように思います。

エネルギー政策につきましては、おっしゃるとおり、原子力が唯一のエネルギー源では ございません。かつては石炭が主流でありましたし、私が子供の頃には石油を主に使って おりました。それは今なお使っております。新しく太陽光発電であるとか風力発電、青森 県にも大変お世話になっておりますけれども、地熱、水力といった再生可能エネルギーと 言われるものにも力を入れていかなければいけないということでございます。そして、エ ネルギーをどんどんつくれば、その分消費も伸びるということで、そういった御批判もあ ります。エネルギーを少なく使うという使い方のライフスタイルというのでしょうか、使 い方のほうも見直さないといけないのではないか、そういった考えに基づきまして、エネ ルギー政策というのはいくつかの電源を組み合わせたベストミックスの物の考え方で行う ことにしております。必ずしも原子力を進めたいから進めるということではなくて、まず 第一は、皆さんに必要なエネルギー、つまり、電気を安定的に供給するということが目的 かと思っておりますので、それに向けて、一つ一つそれぞれの電源については、いいとこ ろ、向かないところとかあります。安定供給にすぐれた原子力とか、CO。を出さないとか、 原子力発電所にもいいところがございます。太陽光発電は、自然の太陽エネルギーで発電 するものでございますし、風力も同じでございますが、それぞれ制約、課題というものが ございます。そういったものもそれぞれの電源の課題を克服していきながら、化石燃料、 エネルギーも使っていきながら進めていきたい、このように考えているところでございま す。

【原子力安全・保安院(新井統括管理官)】

今の御意見、御質問の中で、安全に関する話も含まれておりましたので、その件について、また保安院のほうから補足させていただければと思います。

原子力発電所につきましては、確かに、潜在的なリスクというものを抱えておりまして、どんなに安全対策を講じても、万々が一、原子力の事故が起こってしまった場合にどうするかという備えもあわせて考えておくということが重要でございます。これまでの安全性、あるいは、事故が発生した場合の対応ということにつきましては、JCOの事故を教訓といたしまして、防災体制というものを構築してきたところでございます。この防災体制を構築した当時、原子力関係者の間では、少なくとも発電所で同じような事故、外部に影響を与えるような事故はまず考えられないけれども、万が一、外部に影響を与えるような事態が発生した場合に備えておくことは重要であるという潜在的なリスクを認識した上で、防災体制というものを構築してきたところでございます。

今回の事故では、そういった体制で備えていた、想定していた範囲を大きく超えて事故が拡大したということで、今後、防災対策についても見直しを進めていくということにしております。

なお、これまで大事故と言われていますチェルノブイリ、スリーマイル、それから、JCOの事故ですけれども、これらの事故は、いずれもヒューマンエラーが原因となっております。もちろん、設計や設備の違いというものもございますけれども、そもそも事故の原因を引き起こしたのはヒューマンエラーが原因とされていまして、この点を日本としては重視いたしまして、ヒューマンエラーを極力防止するということで、安全に発電所を運転する、運用するというルールを構築して規制をとってきたという歴史がございます。

今般の福島原子力発電所事故に関しましては、かなり大きな事故、被害を及ぼしている わけですけれども、少なくともこれまで安全と考えられていた基準を満たした上で、適切 に運転、管理されていた中での想定外の津波に襲われたということが原因でございまして、 こういった事故の教訓を十分に踏まえて、今後安全対策に取り組んでいくこととしており ます。

【質問者 E】

大畑の E と申します。昨日のニュースで、多分、こういう事故が起こった場合の避難についての質問があったのかなと、私も家事をしながらの、ながら聞きだったものですからあまり記憶していないですが、その中の事業者の方のだれかでしょうか、発言に、「北通3町村」と申しました。「3町村・・クエスチョンマーク」、私は大畑町です。北通の3町村、大畑町はむつ市になりましたから、むつ市は外れているんですね、クエスチョンマーク。しかし、東通、六ヶ所、大間原発をつくる時点におきまして、大畑町は合併する前、大畑町はいろいろな条件から外れておりました。この頃になりまして、消防署とか交付金をいただきまして、立派なものができました。

それはそれとしまして、もし万が一のことですけれども、大畑町もどっちから見ましても30kmぎりぎり、あるいは、どちらもかかる状態でおります。にもかかわらず、北通3町

村と申しました。広く言えば、青森県 50 kmを考えますと、青森市のほうにもいきます。横 浜町、むつ市、東通村、風間浦村、大間、佐井、下北、いえ、できれば青森県全部、また は、海を越えまして函館ですね、そちらのほうの有事に際してのことはどうなっているん でしょうか。

それに、今回、津波によりまして東通村の原発がこういうことになっているということもわからず、停電しました。唯一の情報が携帯です。もちろん通信はできません。携帯のワンセグのテレビを見まして、夜に火災が起きているああいう状態、真っ暗な中に火がボウボウと燃えている。よく考えれば、大畑町も河口に油タンクがありました。地震のときはちょうど大潮ではなくて良かったんです。でも、3mの津波は多分に来ております。大畑町は河口から市街のほうが低くなっております。もしこれが大潮であったならばと考えると、仙台と同じようなことに、もしかすると薬研のほうまで行っているかもわかりません。たまたま被害がなかっただけです。

そして、ワンセグから受ける情報以外は、停電しているものですからありませんでした。 地震が来てすぐに停電しましたよね。ワンセグのテレビを見ましたところ、大津波警報。 津波警報というのは聞いたことがありますが、私も大畑町で十勝沖の経験はしております。 しかし、大津波警報というのは初めてでして、津軽海峡のほうも30分後の到達という情報 でありました。

大津波警報で情報を受けたときに、電気がないということは、その情報が本当にわからないんですよね。そして、大畑町でも2日間にわたり、皆さんが避難所で、高台にいる人以外は避難して、炊き出しを受けたりしたんですが、残念なことに、むつ市ではこういう有事に対しての危機感がありませんで、無線とかが全然なくて、携帯は連絡できない、そういう状態の中で、各避難所が連絡できなくて、どこにどういう人が何人いて、どうのこうの、何が足りないか、全然情報ができなかったんです。それでも電気が通りましたので、皆さん個々に家に帰ったんですけれども、家に帰って、電気が来てテレビを見て、初めて東通が停電していることの状態、電源確保できなかった、再稼働のために。それを見てちょっとショックに思いました。

そういうときの連絡は、各市町村の行政にどのようになっているんでしょうか。また、 被害のありました福島とかあっちのほうでは、実際にどういうふうに行われましたか、お 知らせください。

【東北電力株式会社(津幡東通原子力発電所長)】

東通原子力発電所の津幡でございます。ただいま地震のときに電源がなくなったのではないか。そのときの通報・連絡はどうしたのかということでございます。我々、このような場合につきましては、我々事務所のほうには非常用電源で電源がありましたので、それに基づきまして、それぞれの関係機関に連絡を入れてございます。国、それから、県とい

ったところに電話、それから、ファクシミリで連絡をしてございます。

【東京電力株式会社(川俣原子力品質·安全部長)】

品質安全部の川俣と申します。福島は同じく停電になりました。広域で停電しておりました。その結果、一部市町村への連絡に支障があったと聞いております。ただし、発電所内の緊急時対策室につきましては、もともと電源がなくなるということを想定して設置したものでございまして、本店、あるいは、関係の組織、国等の組織との連携ができている状況でした。この建物は免震構造の建物、中越沖地震を受けてつくった設備でございます。

【原子力安全・保安院(新井統括管理官)】

今の関連で、福島の事故の状況で、どのような情報伝達がなされたかということについて、保安院のほうから少し補足させていただきたいと思います。

今日御用意した資料の中で、少し関連する部分がございまして、先ほど御紹介させていただいたところですけれども、資料1のスライド番号4のところをごらんいただければと思います。一番右の欄、国の対応のところでございますけれども、特に住民に関する情報の伝達といたしまして、震災、3月11日に発生した当日の夜9時から、半径3㎞圏内の避難指示と10㎞圏内の屋内退避の指示を出してございまして、その後、翌朝未明に、10㎞圏に指示の範囲が拡大し、同日中に20㎞圏にさらに拡大していったということでございます。

一方、今、お話にもございましたとおり、地震発生直後から停電いたしまして、通信機器等が機能しなかったということでございまして、各方面への通信連絡、それから、住民への周知というところでかなり困難な状況を伴った。しかも、地震発生が金曜日の午後だったということで、週末、土日にさしかかるという条件も重なって、非常に困難な状況だったということを聞いております。

こういった情報伝達、コミュニケーションについては、今後の課題ということで大きく 指摘されているところでございまして、先般、IAEAに向けて取りまとめた報告書の中 におきましても、こういった緊急時における情報伝達、連絡手段の確保が課題であるとい うことを盛り込んだところでございます。情報の伝達につきましては、発信する側だけで はなくて、受け手がそれを着実に情報を受け取るということで、発信する側、受け取る側 双方でどういうシステムを構築するかということを一緒に考えていく必要がございます。 こういったことを踏まえて、今後の課題として取り組んでいくこととしております。

【質問者 E】

電源が落ちたときの通信がどうのこうのとおっしゃいましたけれども、NTTドコモに その後、私、行ってきました。そうしたら、こういうことが起こった場合、国の有事の場 合、自衛隊と原発関係の方々の携帯は衛星回線を通じて使えるものと教えていただきまし た。できればこの原発を持っている市町村、30 km、50 km圏内すべてのところに、有事の場合に、ファクスとか何とかでなくて、きちんと情報網はあるのですから、それを原発と自衛隊だけでなくて、病院とかも連絡しなければならないことがあるんじゃないですか。避難誘導のこともありますので、有事の場合は、行政のほうも衛星回線を自動的に使って連絡できるような状態にしていただきたいと思います。

【質問者 F】

むつ市の F といいます。まず、説明で不十分だったなと思うところがあるんですが、福島第一原子力発電所の事故で、全電源が喪失したというところで、津波が主な原因だったという説明だったんですが、いろいろ検証したのを聞くと、地震で既に鉄塔が倒れた、これが大変大きな電源喪失の原因だったという報告もあって、もし鉄塔が倒れていなかったら非常用ディーゼル発電施設が回って、それなりに対処ができたということで、基準地震動を超えるのが、3つの施設であったみたいですけれども、大した超えていないけれども、その地震で既に鉄塔が倒れたということがかなり大きい原因だったという説明がちょっと不足していたなというのを最初に指摘させていただきたいと思います。

さて、質問でありますが、今までの説明だと、すべての施設はこれから稼働してよろしいというふうな説明であったんですが、例えば、東通原子力発電所については、緊急安全対策の実施状況については妥当なものと評価して稼働はしてもいいというふうな表現の、そのすぐ下に、「さらに、今後の福島第一原子力発電所の詳細な事故調査等により事故の原因等が明らかになった時点において、さらに追加対策をする」というふうな表現があるのは、どうもおかしいなと。やはり、普通であれば、何か事故があったら、その事故の対策だとか原因がはっきりした段階でいろんな対策を考えて、その対策をとってからオーケーを出すのが普通ではないかと思うんですが、ここで聞きたいのは、福島第一原子力発電所の詳細な事故調査は、いつ出るんでしょうか。これをはっきりしてもらいたいです。これが出ないうちに、どこの施設も緊急安全対策をとったから稼働してもいいという判断をした根拠はどこにあるんでしょうか。ここのところを聞きたいと思います。

それこそ、まだ事故原因がはっきりしていない。それこそ、緊急対策の場合は、今の段階で事故の原因はこうだったと、大まかにわかった部分で対策を指示した。ところが、事故の原因がはっきりまだ明確にされていないという段階で、どうしてすべての原発はオーケーと判断したのかをお聞きしたいと思います。

追加で言うと、例えば、IAEAはたしか1988年、チェルノブイリとかそういう事故が起きたときに、事故想定確率というのを各原子力を稼働している国に勧告を出したみたいですね。既設の原発では1万分の1の確率で事故が起きるような形で安全対策をとるように、そして、例えば、新設の場合は10万年に1回の確率で事故が起こるような安全対策をとるように、事故が起こるようなという表現は変ですが、こういう形で勧告をしている。

この勧告に対して、今回オーケーを出したというふうなのは、IAEAのこういう勧告に 照らしても、そこはクリアするものになっているのかどうか、ここも改めてお聞きしたい と思います。

【原子力安全・保安院(新井統括管理官)】

まず、事故調査について、いつごろ取りまとめられるのかということの御質問があった かと思います。

現在、福島第一原子力発電所の詳細な事故調査につきましては、事故調査委員会が設けられておりまして、そこで原因分析等が進められているということでございます。本件調査に当たりましては、保安院や事業者も含めて、事故の対応が妥当であったかどうかということも含めて調査が行われることになっておりまして、保安院は取り調べを受ける立場にいるということでございます。したがいまして、調査委員会の検討状況についてお話しできる立場にはございませんので、その点、御了承いただければと思います。

ただ、報道等で伺っている話で申し上げれば、今年の秋から年内にかけて報告書が取りまとめられるのではないかといった話も聞いております。しかしながら、福島原子力発電所事故の収束につきましては、それ以上長期を要すると考えられることから、最終的な原因分析、調査については、もう少し時間がかかるのではないかと見ております。

そうした中で、今回、緊急安全対策を講じ、妥当と判断したのはなぜなのかという御趣 旨、質問かと思います。今回、福島原子力発電所であのような事故が起きた原因というの は、津波による電源喪失ということは、ほぼ明らかになっておりまして、同じように、何 らかの条件が重なって全交流電源が喪失したと仮定すると、同じような炉心損傷等の事故 に至るということから、緊急的にまずその対策を実施するという観点から、安全対策を講 じたというのが今回の緊急対策の趣旨でございます。

最終的な事故原因分析まで待って対策を講じるということをやっていたのでは、それまでの間、仮に同じような津波が押し寄せたり、あるいは、全交流電源喪失という事態になると、同じような事故が起こってしまう。そういう事態はすぐにでも回避しなければいけないということから、まさに危機感を持って事業者に対して指示を行い、対策をとってきたということでございます。

今後詳細な事故分析が進むにつれ、さまざまな知見、新しい知見が得られると思いますので、そういった新しい知見と照らして、追加的な対策が必要になった場合には、改めて 事業者に対して安全対策の指示を行うこととしております。

【東京電力株式会社(川俣原子力品質・安全部長)】

1つ補足させていただきます。事故の原因等でいろいろ御指示を受けております。当時 者から説明するのも若干気が引けますけれども、保安院さんの説明にあるように、津波が 来るまでのプラントの状況、これは私、つぶさにいろいろなデータを見ましたけれども、いわゆる冷却材喪失事故、配管が破断している、あるいは、水蒸気の大きな漏れがあるという状況ではなくて、結局、その津波以降、津波によりまして電源をなくした。それから、津波によりまして、海水冷却機能を失ったというところがこの事故の基本的な重大なポイントだと思います。当然、これから事故調査委員会、国等でも行われております。そういうようなデータを見ながら、補足的、追加的な指示等はあるというふうに心得ておりますけれども、主要な点は、電源と海水系の喪失だというふうに理解しております。

【質問者G】

むつ市の G と申します。よろしくお願いいたします。今回の 3 月 11 日の福島第一原子力発電所の事故で、国民の意識が 180 度変わったと思います。福島第一原子力発電所も、こういう説明会のときは安全だ、安全だと言っていたと思います。でも、あの事故が起きたんです。ここに「六ヶ所村再処理工場・使用済み核燃料プールにおける事故時の放射能放出の計算書」というのがあります。これは原子力資料情報室からの資料です。使用済核燃料が 3,000 トン、あそこには入るのですけれども、この使用済燃料に内蔵する放射能のうちの 1 %が環境中に放出されると 7 シーベルトということで、これは即死ですね。三沢、八戸、むつ市、青森市も含まれます。それがむつ市の中間貯蔵に入るとすると、これが 5,000トン入るということです。これは本当に危険極まりないと思います。これは自然換気による空冷ということですけれども、これはメルトダウンはしないんでしょうか。まずこの 1 点。

あと、東通原発については、原発事故があったら、むつ市は 20 kmの警戒区域、汚染地帯になって 100 年は人が住めなくなるという強制避難の警戒区域に入ります。それでなくても、原発施設がある地域は、排気塔から大気への放射能、海への汚染水の放出のために、がんとか奇形、奇病、知能低下が増加するというデータが今出ております。下北半島の地図を見てほしいと思います。下北半島の首のところの幅は、10 kmくらいしかないんです。ここを東通原発とか六ヶ所再処理施設が事故を起こしたら、例えばむつ市、下北半島のここ、10 万人くらいの人がいます。この方たちはどうやって避難するんでしょうか。その 10 kmしかないところの、細いところの首のところを、道路を通してくださいという話もありますけれども、それよりも、ここを通って逃げろということなんでしょうか。それとも、船を出してくれるんでしょうか。船でちょっとずつ運ぶんでしょうか。

この福島の事故でEPZ、緊急時計画避難の設定が本当に甘過ぎたということだと思います。以前は10kmだったということですよね。今回は20km、30km。20kmでもむつ市の中心地まで来るんです。この細いところ、本当に放射能を浴びながら逃げさせるということでしょうか。あまりにも非現実的過ぎます。恐ろしいです。何か事故があったら、半島全体を立入禁止区域にすればいいと、よく知り合いと冗談でも話してたんですけれども、本

当にここは立入禁止区域にしてしまえばいいと思ってやっていたんでしょうか。これは県 にも思います。交付金は県内全市町村に配られるんですよね。なのに、何で下北地域だけ に、こんなに固めたんでしょうか。ここは人が住んでいるんです。

今は地震の活動時期に入ったということですね。昨日、三浦半島で活断層による地震の確率が上がったということです。今、青森県の東方沖がまだ動いていません。ここはランダムに動くらしいです。平均して37年に一度ぐらい動くらしいです。それがもう10年もたって50年たっているんです。定期的にもランダムにも、まだ動いていません。動いたらマグニチュード8ということです。とにかく、どういうふうに避難させようとしているのかということと、中間貯蔵施設の自然換気の空冷ということで、メルトダウンしないのかということです。

あと、県の方にちょっと言いたいんですけれども、青森県のスーパーに出回っている野菜、農作物、魚、全然放射能の検査をしないで売っているということです。これは県に話をしましたら、厚労省のほうの指示がないからしていないということでした。厚労省に聞きましたら、これは自治体に任せているということでした。どういうことですか。それをスーパーで売って、皆さん食べているんですよ。北海道の牛乳からも放射能が出ました。先日、弘前も汚泥から放射能が出ました。八戸の4ケ所からも出ました。それでもやらないんですよ。岩手の平泉の世界遺産になっている、あそこもすごい高いそうです。そこも放射能検査をしてください。よろしくお願いいたします。

【日本原燃株式会社 (大和副社長)】

日本原燃の大和でございます。今の御質問は2つの事象が混ざってお話しされていると思うんですが、1つは、1%出るというお話があったのは、多分、高レベル廃液の1%が出たときにどうなのかということですね。以前、原子力資料情報室におられて、亡くなった高木氏が発表されたものがあります。高レベル廃液については、多分、今のお話を聞くと、皆さんは福島第一のような水素爆発のようなことが起きて、高レベル廃液のタンクがふっ飛んでしまうのではないか、こんなふうに考えられる方が多いんじゃないかと思いますが、原子力発電所の水素の発生のメカニズムと、それから、再処理工場における高レベル廃液の中での水素の発生のメカニズムというのは全く違います。そういう意味で、放射線分解で水素が徐々に出てくるのですが、こういったものが起こり得る廃液タンクの上部の空隙に溜まってくる、こういうことが原因となるのではないかということで、先ほど緊急対策の中でもお話ししましたが、そういう水素が溜まるものを除去する装置が大事だということで、その強化を図ったというものです。

それで、実際の水素の発生量はどのくらいかというと、再処理工場は、全体をあわせても1日に百数十グラム程度です。そうしますと、実際にそういうものが何らかの発火源があって発火したとしても、壊すような力にならない。それから、再処理工場の場合は、そ

ういうタンクがそれぞれ非常に頑丈な遮蔽のためのセル、あるいは、建物の中に入っておりますので、そういうものが壊れるようなことはまず考えられないということでございます。しかしながら、そういうものに対する対応をどのようにするのかということで、いろいろな研究を実際にやっておりまして、そういう成果については、原子力学会誌であるとか専門のところにも投稿して書かせていただいているところでございます。

また、水素爆発のほかに、例えば、外部から何かで、飛行機がぶつかって壊れないのかということについても、建物の外壁は、三沢に天ケ森の射ばく場がありますので、ジェット戦闘機のようなものがもし墜落してぶつかったときにも、コンクリート壁が十分それに堪えられるということを実験し、十分な耐圧性を持っているという状況になっております。もう一点、空冷でいいのかという話でありましたが、使用済み燃料のプールの話も、3,000トンというお話がありました。高レベル廃液のタンク、それから、プールはそれぞれ空気冷却によって冷たい水をつくり、それで冷やすという仕組みになっております。プールのほうは、実際にプールの水が沸騰するまでには、今の燃料ですとおよそ20日間かかります。さらに、それが蒸発していって燃料が頭を出すまでは、さらにそれに加えて100日ぐらいかかります。そういう意味では、十分な時間がありますので、先ほど緊急対策の中で消防ポンプの話をしたと思いますが、水を供給することによって十分対応する時間があるだろう。それから、さらにその水がなくなってしまったときにも、周辺の沼であるとか、沢であるとか、川、こういったところから給水できるということを確認しておりますので、そういう対応が十分にとれるだろうと考えておるところでございます。

御指摘のように、そういった大事故を起こさない、普段からそういうものに対する対応をしっかりとっていくということが我々にとって最も大事なことだと認識しておりますので、そういう想定が全くあり得ない話ではなくて、本当にそういうことが起こらないようにするということを我々としては第一に、安全第一に考えていきたい、そんなふうに考えているところでございます。

【リサイクル燃料貯蔵株式会社(竹田部長)】

リサイクル燃料貯蔵の竹田でございます。今、中間貯蔵施設における金属キャスクは空冷である。メルトダウンを起こすことはないのかという御質問についてお答えしたいと思います。

使用済燃料は、いわゆる崩壊熱という、安定な物質に変わるところで熱を発します。原子炉停止直後の崩壊熱は高うございます。それを1年間ぐらい冷却すると 100 分の1、2 桁ぐらい下がります。さらに10年くらい冷却すると3桁程度下がります。すなわち、崩壊熱が小さくなる。崩壊熱の小さくなった使用済燃料を貯蔵するので、こういう金属キャスクで、しかも乾式で、空冷で冷却できる。崩壊熱が下がったような状態でメルトダウンに至るような温度上昇は考えられません。

【日本原燃株式会社(大和副社長)】

先ほど私、水素爆発の話ばかりしてしまったのですが、冷却をするために最も重要なのは、電源を確保することになります。そういう意味で、電源車を配備し、それを詰め込めるようにする。高レベル廃液の冷却には、まず電源を確保するということが一番大事ですので、その対応が先に行われるということを付け加えさせていただきます。

【東北電力株式会社(安倍副社長)】

東北電力の安倍でございます。有事の際の対処、対応ということについて、一言だけお 話しさせていただきます。

まず、万々が一、事故が発生した場合ということでございますが、国、自治体、そして自衛隊等、関係機関、事業者、そういった中での連携の中で、まず、事故の収束に全力を尽くすといったことが基本でございますが、同時に、発電所周辺のモニタリングをしっかりやりまして、事故に伴う周辺環境への影響、そういった有無を国、自治体並びに県民の皆様に迅速に、正確にお伝えしたいといった取り組みをしたいと考えておりますし、また、万々が一の事故の際に、確実に行動できることが大切だと思いますので、これは何より、やはり訓練に尽きるかと思います。毎年総合防災訓練、原子力防災訓練をやっているところでございますが、今後、国、自治体、関係機関とも連携して、適切な、しかも、今回の福島の事態を踏まえた、より効果的な実効ある避難方法なり、そういったことは訓練の中でもしっかり検証していくということが必要かと思います。

【原子力安全・保安院(新井統括管理官)】

避難に関するお話がございましたので、原子力安全・保安院のほうから少し補足させて いただきます。

避難に関しましては、原子力防災の中で対応をとるという考えになっておりまして、原子力防災は、原子力安全委員会が定める防災指針に従って対応がとられているところでございます。この中で、これまでは原子力防災、地域防災計画を定めるべき計画の策定範囲として、つまり、EPZ、原子力発電所については8km~10km、再処理施設については5km、なお、中間貯蔵施設については、外部への影響がほとんどないということで50mという計画の策定範囲を原子力安全委員会が指針として策定しております。

現在は、この考えに基づいて計画が立てられているということでございますけれども、 御存じのとおり、福島の事故で影響の範囲が拡大していることから、現在、委員会におい て見直しの議論が進んでいるというふうに聞いております。

この指針の見直しの結果によりまして、仮に防災計画の見直しが必要となった場合には、 改めて関係者とその対応について調整、協議を行ってまいりたいと考えております。 なお、現在の防災計画、防災対応におきましては、各方面、関係機関と協力・連携をとりながら対応に当たるということになってございまして、国、県、地元自治体はもとより、消防団や警察、自衛隊、海上保安庁等々、さまざまな各機関と連携をとりながら対応を進めるということになってございます。

例えば、住民の避難ですとか、あるいは、緊急時の被ばくの医療の体制といったことについても、訓練の中で実際に避難を行ったり、搬送の訓練を行ったりという形で対応をとってきております。今後、防災について何らかの見直しがあった場合には、引き続き関係機関と協力して対応をとっていきたいと考えております。

【青森県(佐々木副知事)】

それでは、県のほうから農産物の放射線検査につきまして申し上げたいと思います。

国によりますと、放射性物質による汚染が懸念される地域におきましては、農林水産物のモニタリング検査が行われており、その結果、食品衛生法の暫定規制値を超える場合は、国は出荷制限、あるいは、摂取制限の指示を行っているということでございます。逆に申し上げますと、そういった汚染の懸念がない地域におきましては、こういった取り組みがなされていないということで、本県の農林水産物につきましても、政府による出荷制限、作付制限の指示、対象とはなっていないところでございます。

もとより、県としましては、今回の福島の事故発生以降、県内の環境放射線の監視といったものを強化しております。これまでのところ、雨水等の降下物などから、今回の事故の影響と考えられます放射性物質、一部検出された日もございますが、いずれも微量であり、健康への影響はないところでございます。

ただ、いずれにしましても、これから出来秋なり、水産漁獲期を迎えるということで、売る側の立場として、やはり消費者なり、買っていただく方々の御不安にできるだけお答えするようにというところも大事かと思いますので、今般、県としましても新たに測定機器を購入しまして、県内4カ所に導入し、また一方では、各農協さん等へも、簡易型の機器でございますが、導入に対する支援を行うこととしまして、こういった県内の体制をつくりながら、そして、関係の団体等ともさまざま御相談させていただきながら、効果的な農林水産物の測定といったものをしっかりやってまいりたいというふうに考えてございます。

【司会】

まだまだ質問があろうかと存じますけれども、次の会場に向かう時間となってございま すので、本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —